

認定番号	01P-068-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	(株)竹中土木
作業所名	湯河原町真鶴町最終処分場再整備作業所
作業所所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 2021-95 湯河原美化センター内
工期(自)～(至)	平成27年1月15日～平成31年3月31日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	その他(一般廃棄物最終処分場再整備工事)
工事概要 (120字以内)	既設処分場延命化事業の水質調査において、有害物質のカドミウムが検出された。そこで現状の問題解決と、処分場の確保が急務となり、同一敷地において、クローズド型最終処分場を再整備することとした。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

- ①設置されている機器類の写真、
- ②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください

①ミスト扇風機設置



②当現場では熱中症対策として、屋外対応ミスト扇風機の設置を行った。

ミスト扇風機は扇風機よりも涼しく、またエアコンのように冷えすぎることがないのでとても体に優しいものとなっている。

ミスト扇風機を使用する事により、扇風機付近の温度は3～5℃下がるといわれているため現場作業員の熱中症予防が図れる。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 料等の種類、②常備の状況、を写真と文章等でご説明ください

①飴入れ(左)、ウォーターサーバー(右)



②常備品

夏: 塩飴、ウォーターサーバー、製氷機、経口補水液

冬: 塩飴、ウォーターサーバー

熱中症は季節関係なく発症するので、塩飴とウォーターサーバーは一年を通して現場の休憩所に設置してある。

夏は特に熱中症、脱水などを起こしやすいので、経口補水液や製氷機を常備し、誰もが必要に応じて摂取できるようにしている。

これらの在庫は、職員がチェックし、補充する等の対応をとっている。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

① 防寒ベスト(左)、空調服(右)



② 防寒ベスト:ポリエステル 100%で保温機能があり、防寒に優れている。
空調服:服に付属の小型ファンが装着されており、汗を気化させて体を涼しくする。

③ 作業所内で希望者を募り、共同購入。
費用はすべて会社にて負担。

④ 希望者に支給
実績 2017年 夏:空調服
冬:防寒ジャンパー、防寒ベスト

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

歩行者用通路の確保

当現場は搬入車両が多いうえ、歩行者も多く、現場内での交通事故を防止しなければならない。そのため、歩行者専用通路を確保し、車両との接触を防いでいる。



■施策(二)

注意喚起機器類

WBGT が 31 以上になると熱中症が起こりやすく、外での作業が危険であるため、作業中止の判断をする際に使用している。また、その日の WBGT を知っておくだけで、注意喚起となり意識が働いたため、作業員の見える位置に設置している。



■施策(三)

作業区画の明示

現場内は複数の業者や資材が置いてあるため、資材の混合防止や作業区画の明示が重要になってくる。そこで、誰でもわかるように、オレンジ色のカラーコーンの関係者以外立入禁止を表し、緑色のカラーコーンは歩行者用通路と定め、設置している。



【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

▷照明設備の増設

山頂付近の現場のため、夕方近くになると現場が暗くなり、思わぬ事故につながる可能性がある。当現場では照明を増設して、暗い中で作業することが無いよう対策している。



■施策(二)

▷敷き鉄板による粉塵防止

当現場は搬入車両がととも多いため、車両通行時は砂埃が発生しやすい。砂埃発生防止として、搬入通路に滑り止付鉄板を敷いている。



■施策(三)

防犯カメラの設置

現場に4台防犯カメラを設置している。それにより、資材管理や不法侵入者の発見につながる。



【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

次世代足場

高さが1.9mと今までの枠組足場よりも高い。そのため、足場上での作業中も屈まずに作業ができるため、作業員の負担が減る。また、大払しや大組みが可能で、工期短縮につながり、かつ安全作業ができる。



■施策(二)

大型壁型枠システム

型枠パネルの大型化による省力施工、工程の短縮が可能である。また、専用の足場材を使用する事により、先行足場の設置が可能であり、高所での作業が減るため安全である。



■施策(三)

段差のスロープ化

当現場では底版コンクリート打設に伴い、150mm程度の段差が数か所ある。段差が原因で転倒する恐れがあるため、段差のスロープ化を行ない、転倒災害防止に努めている。



【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

懇親会

現場作業員と職員で懇親会を年に1回以上開催している。イベントを開催することで、普段はあまり話さない作業員さんとのコミュニケーションを取ることができ、また作業員も楽しむ事により仕事への意欲が沸く。



■施策(二)

現場菜園

現場の空いているスペースにキャベツ・エンドウマメ・ブロッコリーを植えて育てている。皆で育てることにより、親睦を深めることができる。また、ここで育てた野菜は作業所主催のBBQ等で使用する。



■施策(三)

【審査項目⑧】《トイレ》

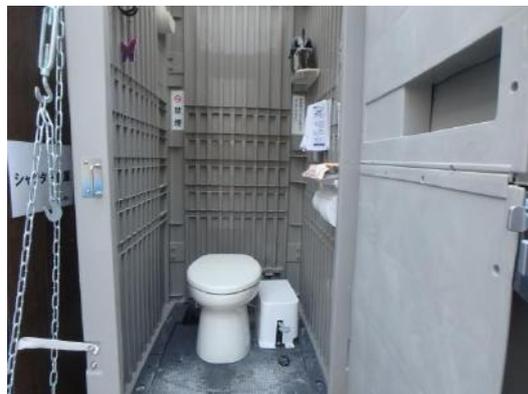
水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

① 女子トイレ(左)、男子トイレ(右)



② 男子トイレ

会社:株式会社ビー・エス・ケー

トイレ型式:BS-KY-P

URL:<https://premium.impros.jp/bsk-net/product/detail/2000293275/?category=32776>

女子トイレ

会社:日野興業株式会社

トイレ型式:WLX-WCLP

URL:http://www.hinokogyo.co.jp/kaiteki/index.html#prdct_wlx

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

① 施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 現場休憩所



② 現場の休憩所には冷暖房付のエアコンが設置してある。ここは作業合間の休憩時や昼食の際に使われる場所であるため、夏は涼しく、冬は暖かくして快適な空間を心がけている。また、この休憩所にはポット、ウォーターサーバー、冷蔵庫といくつかの家電を設置し、誰でも自由に使用する事ができる。
ここは、不特定多数の人が使用するのので、各自が整理整頓を心掛けると共に、定期的に職長会にて掃除を行っている。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙所の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 喫煙所



③ 現場作業員には喫煙者が多いが、中には吸わない人、苦手な人がいる。そこで、休憩所
近傍に喫煙所を設けて、完全分煙を行っている。

また、現場は山間地で草木に覆われており、山火事防止のため、喫煙所以外での喫煙を
禁止している。

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること

① 施設設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① シャワー、お風呂



② 当現場の事務所は処分場施設内の一室を借りているため、シャワーやトイレ等共有施設を利用できる。

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

運動施設

現場の空いているスペースにゴルフの練習場をイメージして、運動施設を作った。気分転換や昼食後の軽い運動で利用している。



■施策(二)

コミュニティスペース

主に昼食時や相談事があった場合に使用される。悩みを相談することで、ストレスがなくなり、メンタル面を支えられる。また、皆で会話をしながらご飯を食べることで、リラックス効果が得られる。



■施策(三)

仮眠室

畳敷の和室で、体調の悪い時など、横になることができる。また、昼寝等で利用し、気分のリフレッシュが可能である。



【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

鍵付きロッカーの設置

現場休憩所に設置していて、主に作業員が使用している。鍵も一つ一つ付属してあるため、貴重品管理もできる。



■施策(二)

自販機の設置

近くにコンビニがないため、現場で唯一飲料が買える場所となっている。また、飲料は飽きないよう時々種類を替え、作業員の要望にも沿うようにしている。



■施策(三)

冷蔵庫の設置

現場に設置してある冷蔵庫は、当日朝に買い物してきた人が主に利用している。特に梅雨時期からは食品が腐りやすくなるため、この冷蔵庫が、食中毒防止の一端を担っている。



【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)

更衣室

職員専用の更衣室で、出入り口のドアは鍵とカーテンがついていて、着替える際は人に見られる心配はなく、安心して着替えることが可能である。



■施策(五)

ウォーターサーバー

現場の休憩所には、お湯と冷水兼用のウォーターサーバーを設置している。休憩時や昼食時に利用されており、夏は水分補給でも利用されている。



■施策(六)

事務所には茶菓子やティーパック等が常備しており、内業時に利用している。仕事中の気分転換や糖分摂取などが図れる。

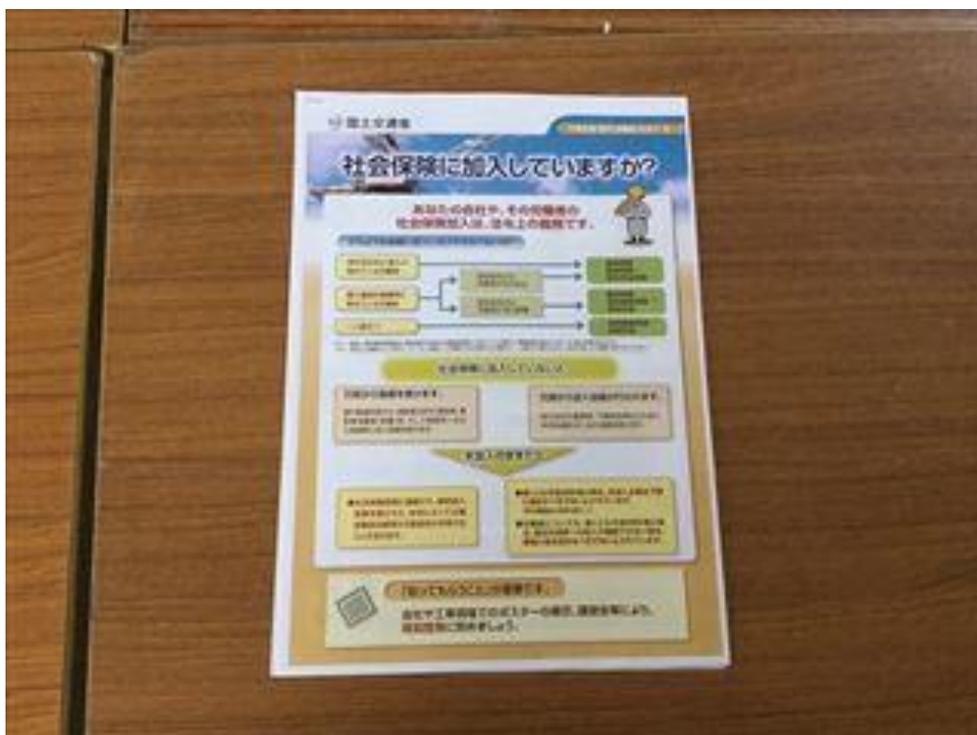


【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

① 知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください

①社会保険ポスター



②周知徹底・指導の方法

周知:現場の休憩所、朝礼会場等に社会保険加入促進のポスターの設置。

指導:新規入場者教育時に、社会保険に加入しているかの確認を行う。加入していない場合は、現場への立ち入りを禁止し、加入するよう勧める。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)加入周知の方法、について、ご記載ください

①建退協制度適用標識シール



②周知:社会保険と同様ポスターの設置

指導:新規入場者教育の際に建退協加入の有無を聞いて、加入していない場合は加入を勧め、その際、建退共制度の内容が書いたプリントを配布している。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

①数値目標

60時間以内/月

②目標達成のための取り組み方法

パソコンのシステム上、上長が常に職員全員の残業時間を把握できるようになっている。
また、毎週月曜日には所内会を行い、各職員の仕事量及び進捗の確認をおこない、仕事配分が偏っていないかなどの対策検討を行っている。

③100%

【審査項目⑰】《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日以前の場合

→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

・着工日が平成28年12月1日より後の場合

→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	5	10(土)、11(日)、25(日)、30(金)、31(土)
平成29年 1月	7	7	1(日)、2(月)、3(火)、4(水)、8(日)、15(日)、22(日)
2月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	4	2(日)、9(日)、23(日)、30(日)
5月	6	8	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、17(木)、20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、24(日)
10月	7	5	1(日)、8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	2	5(日)、12(日)
12月	7	6	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	6	7	1(月)、2(火)、3(水)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)

<p>【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》</p> <p>その他の環境整備 (定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)</p>
<p>①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、 について、<u>最大3施策まで</u>ご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])</p>
<p>■施策(一)</p> <p>①60時間</p> <p>②ノー残業デーの制定(当現場は水曜日) 毎週水曜日は残業をしないと決めている。そうすることにより、仕事に対してメリハリがつき、効率化も図れる。また、月に最低でも4回は水曜日があるので、一日3時間残業と仮定すると、月当たり12時間の残業時間削減が見込まれる。</p> <p>③90%</p>
<p>■施策(二)</p> <p>①60時間</p> <p>②交代制の出勤体制 現場での土曜日出勤は交代制にして、4週6休の勤務シフトを考えている。また年末年始やGWなどの長期休暇時に、やむを得ず出勤する場合は、振替休日を取得している。</p> <p>③70%</p>
<p>■施策(三)</p> <p>①60時間</p> <p>②パソコンの使用ログの管理 残業時間の削減が課題となっているが、勤怠システムの退勤ボタンを押してからも仕事をする人がいる。サービス残業防止が目的でパソコンのログを上長に報告し、出退勤時間との差異がある場合は、理由を報告するようにしている。</p> <p>③100%</p>

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①中堅社員研修



②当社には中堅技術者研修というものがあり、その際2ヶ所の現場を巡回する。当現場は、昨年巡回対象現場となったため、若手現場職員2名を指名し、研修時の説明役として現場概要、現場巡回、質疑応答を担当させた。そのことにより、研修生だけでなく、説明役の現場職員も知識を深め、また人と話すことによりコミュニケーション能力をあげることができる。当社には、この中堅技術者研修以外にも、3年目、6年目、10年目・・・と様々な研修制度がある。

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

職長会との合同パトロール実施

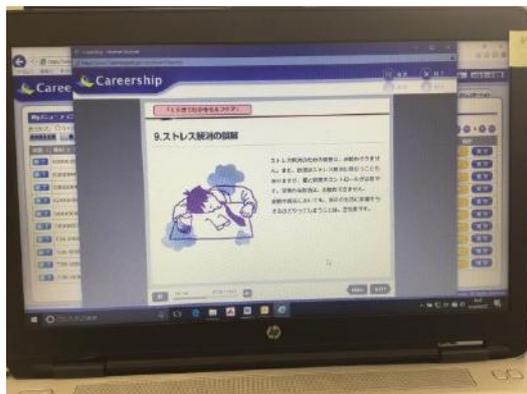
週に1回、安全当番と職長会にて現場の巡回を行い、昼礼時に指摘内容を周知する。その後、改善しているか確認を行い、現場の安全面向上を図っている。



■施策(二)

メンタルヘルス講座やストレスチェック

職員は、パソコンを利用して、定期的にメンタルヘルスについての勉強会や、ストレスチェックを行っている。



■施策(三)

消火訓練への参加

現場で火災が起きたときのために、職員作業員全員で、消防署主催の消火訓練へ参加している。火災に対する危険予知や、消火器の使用方法を学び、火災予防につなげている。



【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

湯河原町の行事参加

毎年、湯河原で行われている“きれいな道づくり活動”へ参加している。

コースは約3kmで二時間ほど歩きながらゴミを拾い、地域の方との交流を深めている。

また職員全員で湯河原オレンジマラソンへ参加予定である。



■施策(二)

現場近傍の美化活動

当現場へのアクセス道の特徴として、風が強いことがあげられ、枝葉や落葉の散乱が見られる。また現場は観光スポットに近接しており、第三者が現場近傍を通行するため、定期的に枝葉、落葉の掃除やゴミ拾いを行っている。



■施策(三)

町道補修

現場近くの町道は、観光客や一般車が通る道となっている。凹凸が激しい箇所は事故に繋がる恐れがあるため、工事エリア外だが、町道の維持補修管理を行っている。



以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	2
⑥	最大3	3
⑦	最大3	0
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y:

総合計:

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑤(三):「視環境、空気環境、音環境の管理には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑦(一)(二):作業空間や作業方法についての取り組みには該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・そのほか記載のなかった箇所については加点なしとしました。